

和解条項

- 1 原告らと被告は、被告が原告らに対し、本件解決金を支払う旨を訴外で約し、同支払いが、本日までに履行済みであることを相互に確認する。
- 2 被告は、原告らに対し、本件紛争の発生及び経過を重く受け止め、遺憾の意を表する。
- 3 被告は、原告らに対し、今後より一層、レーシック手術などの屈折矯正手術に際して、各患者のライフスタイル、年齢、術前矯正視力を個別に考慮し、完全矯正と低矯正のメリット及びデメリットについて適切な説明を行い、患者に理解させることに努めるとともに、ウェブサイト、患者に交付する同意書及びその他術前説明に関する資料の記載について、本件紛争上指摘された問題点を踏まえ、患者に術後視力の選択にあたり適切な情報を提供するように努めることを約束する。
- 4 原告ら及び被告は、本和解が、訴訟上、一定の審理経過を踏まえた結果であることを相互に確認する。
- 5 原告ら及び被告は、第1項の解決金の内容（金額、内訳、その決定過程）について、正当な事由なく第三者に開示しない。
- 6 原告らは、被告に対する請求を放棄する。
- 7 原告ら及び被告は、本件に関し、各原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。